リスク管理態勢

当金庫の方針

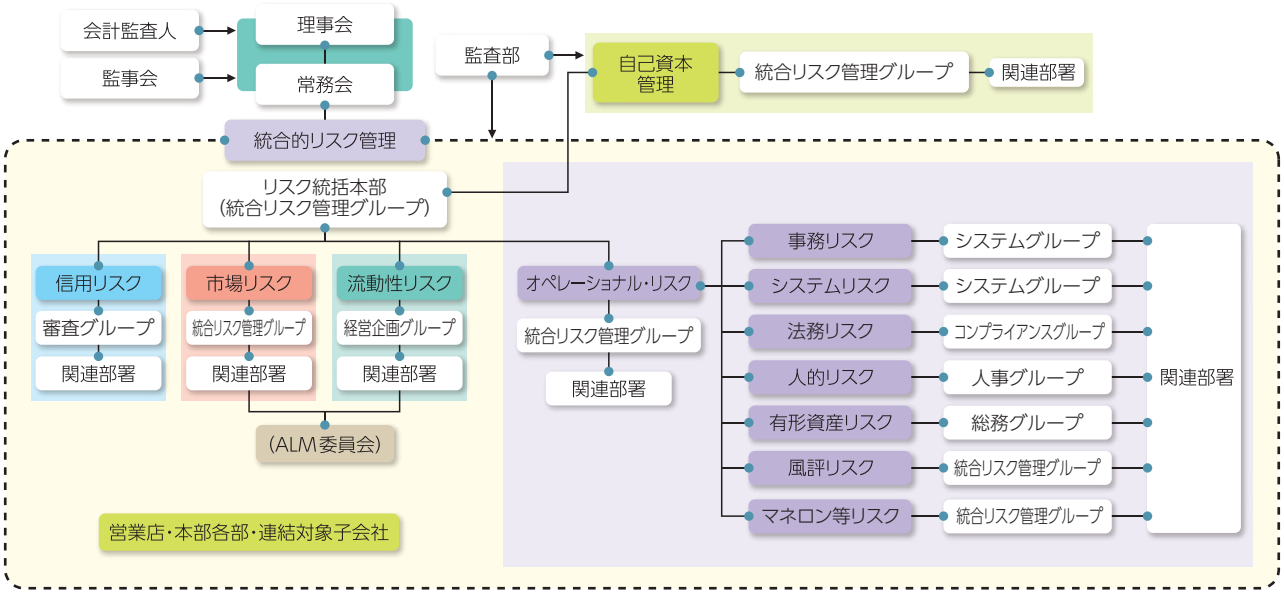
金融機関を取り巻く環境は複雑・多様化しており、当金庫では、リスク管理の強化を経営の最重要課題の一つとして位置づけしています。時代の変化に即応し、お客さまに安心してお取引いただけるよう、安定した経営と健全な財務内容の維持向上に努めてまいります。

当金庫の取組み

当金庫は、リスク統括本部(統合リスク管理グループ) にリスク管理部門を置いて、すべてのリスクを総体的に捉え、統合的な管理を行っています。信用リスク・市場リスク等リスクカテゴリー毎に統括する部門を定め、各リスクの管理方針や規程・要領等を制定して体系的に管理しています。

さらに資産及び負債を総合管理し、運用戦略等の策定、実行に関わる組織としてALM委員会を設置しており、また直面するリスクに見合った充分な自己資本を確保するため、自己資本管理を行っています。

統合的リスク管理態勢図



信用リスク

信用リスクとは、お取引先の貸出が回収不能となり損失を被るリスクです。

当金庫では審査管理部門と営業推進部門を分離して独立性を保ち、審査機能を強化しております。また、 問題先債権や大口債権の管理を徹底し不良債権発生の防止に努め、自己査定基準に基づいた適切な償却・引当を実施しています。

市場リスク

市場リスクとは、金利・有価証券等の価格・為替などの相場の変動により損失を被るリスクです。

当金庫では、市場関連リスクを金利・価格変動・為替・信用・流動の各々のカテゴリーに応じた方針で管理を行っています。また、安定かつ効率的な資金の調達・ 運用を図るため、ALM委員会等を設置し、体制の充実・強化に取組んでいます。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の情勢変化により、 資金繰りが逼迫するリスクをいいます。

当金庫では、不測の事態に対応できる十分な支払準備資産を確保するとともに、信金中央金庫など業界のバックアップ体制も整備されています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる部分)及び自己資本比率の算定に含まないその他のリスクのことをいい、以下のリスクからなります。

①事務リスク
役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

②システムリスク
コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

③法務リスク
顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害(監督署の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金及び損害賠償金等を含む)等を被るリスクをいいます。

④人的リスク
人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別行為(セクシュアルハラスメント等) から生じる損失・損害等を被るリスクをいいます。

⑤有形資産リスク
災害その他の事象から生じる有形固定資産の毀損・損害等を被るリスクをいいます。

⑥風評リスク
金庫の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害等を被るリスクをいいます。

⑦マネロン等リスク
金庫業務がマネー・ローンダリングやテロ資金供与、拡散金融の手段に利用され、顧客や社会の信頼を喪失するリスクをいいます。

外部監査

「金融機関の経営健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、当金庫は平成9年度の員外監事の設置に続き、平成10年6月から外部監査法人を選任することで監査体制の強化を図り、より一層の経営健全化に努めています。

危機管理計画

当金庫では、万一の危機に備え、具体的な危機管理計画(コンティンジェン シープラン)を制定しています。災害や事故、オンラインシステム障害、風評等により重大な損害を被った場合における態勢を整備充実させており、万全を期すよう努めています。

コンプライアンス態勢

信用金庫は信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関として、経済・社会の健全な発展に寄与するという重要な役割を担っております。この一般企業にも増して高い社会性、公共性から、信用金庫業務には守秘義務、説明義務、善管注意義務など厳格に守らなくてはならないルールが数多く存在します。

コンプライアンスとは、法令をはじめ金庫内の諸規程さらには社会規範、社会通念、倫理をも含むあらゆるルールを厳守することです。

当金庫の方針

当金庫は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を常に自覚しコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、健全経営に徹していく方針です。

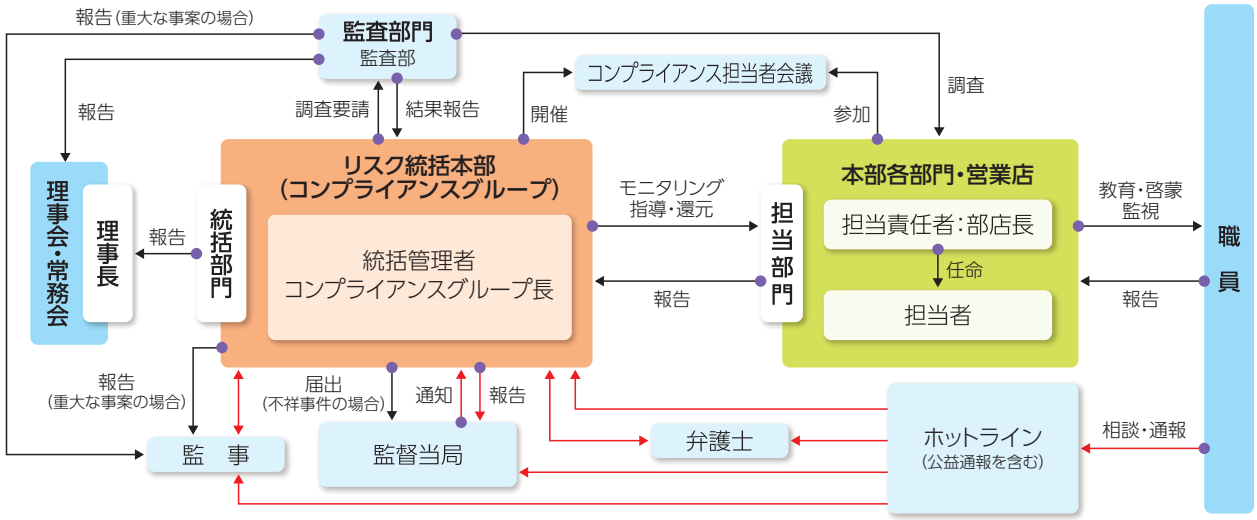
当金庫の取組み

今後も当金庫が広く地域社会からの高い信頼を得るためにも、役職員全員が法令等を遵守し、社会的倫理に従い、自己規律をもって責任ある公正誠実な行動をとっていかなければなりません。

当金庫では、専門部署としてリスク統括本部(コンプライアンスグループ)を設置しており、コンプライアンス態勢の一層の徹底を図っています。

組織としてコンプライアンスの職場風土を構築するため、具体的な実践計画に基づき、コンプライアンス・ガイドの策定、諸規程の整備、各種研修など、職員の指導教育に取組んでいます。

コンプライアンス態勢図



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策に係る基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融(以下「マネロン等」という。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1.目的

当金庫は、マネロン等の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適時、適切に対応する態勢を構築します。

2.組織態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任者及び統括部門を定めて一元的な管理態勢を構築し、統括部門が関係する各部門や営業店等と連携を図り、組織全体でマネロン等対策に取り組みます。

3.リスクベース・アプローチ

当金庫は、マネロン等に係るリスクに対し、リスクの特定・評価及びリスクに応じた低減措置を講じるなど、リスクベース・アプローチに基づく適切なリスク管理を行います。リスクの特定・評価及び低減策については、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

4.顧客の受入方針

当金庫は、取引の開始・継続の各段階において、関係法令に基づいたお取引時の確認を実施するとともに、お客さまとのお取引の内容、目的等を適切に管理し、反社会的勢力を含め、自らが定める顧客管理を実施できないと判断したお客さまとのお取引等については、お取引の謝絶等のリスクの遮断に努めます。

5.疑わしい取引の届出

当金庫は、疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析し、検知した場合には適切に対処し、すみやかに当局へ届出を行います。

6.経済制裁及び資産凍結の措置

国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

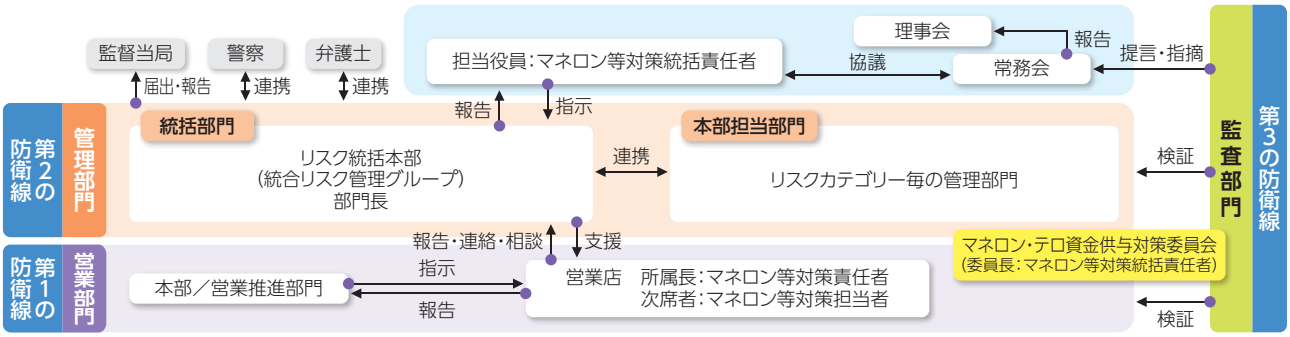
7.研修等の実施

当金庫は、継続的な研修等を通じて、役職員のマネロン等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に取り組みます。

8.遵守状況・実効性の検証

監査部門がマネロン等対策の状況について、営業部門・管理部門とは独立した立場から有効性を検証します。監査においては、対策の遵守状況や実効性を検証し、必要に応じて改善を行い、継続的に態勢整備に努めます。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策に係る管理態勢



金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまの相談・苦情・紛争（以下「苦情等」という。）を、営業店で受け付けているほか、下記の当金庫リスク統括本部（コンプライアンスグループ）及び2機関で受け付けています。なお当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営態勢・内部規程を整備し、その内容をチラシ、ホームページで公表しています。

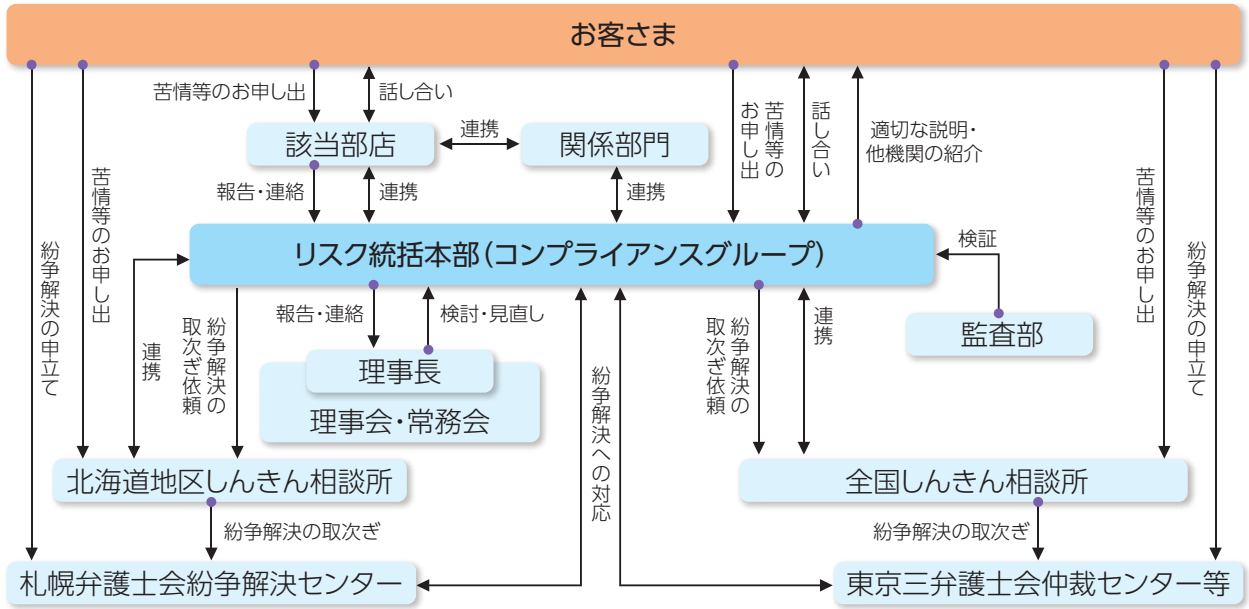
名　称	苫小牧信用金庫 リスク統括本部（コンプライアンスグループ）	北海道地区しんきん相談所 ［（一社）北海道信用金庫協会］	全国しんきん相談所 ［（一社）全国信用金庫協会］
住　所	〒053－8654　苫小牧市表町3−1−6	〒060－0005　札幌市中央区北5条西5−2−5	〒103－0028　東京都中央区八重洲1−3−7
電話番号	0144−31−2133　Fax 0144−31−2100	011−221−3273	03−3517−5825
Eメール	tomcenter@tomashin.co.jp		
受付日時	信用金庫営業日 9：00 ～ 17：00	信用金庫営業日 9：00 ～ 12：00、13：00 ～ 17：00	信用金庫営業日 9：00 ～ 17：00
受付媒体	電話、Fax、手紙、面談、Eメール	電話、手紙、面談	

下記の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫リスク統括本部（コンプライアンスグループ）またはしんきん相談所にお申出ください。なお、各弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。

名　称	札幌弁護士会 紛争解決センター
住　所	〒060－0001　札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	011−251−7730
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00 ～ 12：00、13：00 ～ 16：00

名　称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　所	〒100－0013　東京都千代田区霞が関1−1−3		
電話番号	03−3581−0031	03−3595−8588	03−3581−2249
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30 ～ 12：00、13：00 ～ 16：00	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00 ～ 12：00、13：00 ～ 16：00	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30 ～ 12：00、13：00 ～ 17：00

〈相談苦情等への取組態勢図〉



お客さまの利益保護に係る管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫及び株式会社苫信ビジネスサプライ、株式会社とましん地域経済研究センター、 株式会社とましんパートナーズ （以下、総称して「当金庫等」といいます。）がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、 以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
   ①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
   ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
   ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法、その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
   ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
   ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
   ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
   ④対象取引に伴い、 お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、 利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
   また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

お客さま本位の業務運営に関する取組み

苫小牧信用金庫は、資産形成・資産運用に関する業務において、お客さま本位の業務運営を実現するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定しています。

当金庫は、全役職員がこの取組方針を遵守し、お客さまの立場に立った質の高い金融サービスを提供いたします。

当金庫の方針

1. お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまにとって最善の利益を追求いたします。

・全役職員は高度の専門性と職業倫理を保持し、お客さま本位の良質なサービスを提供します。

2. お客さまの投資判断に必要な情報について、分かりやすい説明を行います。

・提案・販売を行う金融商品・サービスの仕組み、特徴、利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件のほか、選定理由についても丁寧かつ分かりやすく説明いたします。
・元本保証のない商品の運用をされるお客さまにつきましては、市場環境や保有資産の動向について、お客さまの求めに応じた情報提供やコンサルティング等を行います。
・お客さまにご負担いただく手数料その他の費用の詳細を、丁寧かつ分かりやすく説明いたします。

3. お客さまにふさわしい金融商品・サービスを提案・販売いたします。

・お客さまの知識、経験、資産状況、取引目的、受け入れ可能なリスクを把握・共有し、お客さまのニーズに適合した金融商品・サービスを提案・販売します。
・ 特定の商品・サービスに偏ることなく、お客さまにとって最良・最適な金融商品・サービスを提案・販売します。
・ご高齢のお客さま、元本保証のない商品に投資されるお客さまにつきましては、 投資内容についてご家族と情報共有していただくことをお勧めします。

4. お客さま本位の業務運営を実現するため、人材育成・体制整備に努めます。

・各種研修の実施により、職員の商品知識、コンサルティング能力、コンプライアンス意識の向上を図ります。
・役職員に対する適切な動機づけ等、お客さま本位を実践するための営業体制を整備します。

当金庫の取組み

（当金庫における投資信託販売態勢について）

当金庫では、営業店・営業職員に対し、投資信託の販売に関する目標設定を行っておりません。投資信託の販売につきましては、お客さまからリスク運用に関する明確な申し出があった場合に限り、取り扱うこととしております。

令和7年度は、かねてよりご契約中のお客さまご自身からの申し出による商品指定買付が2先200万円、加えて個人型確定拠出年金ご契約において自己のご判断により拠出資金を投資信託で運用されているお客さまのみとなりました。

（当金庫における特定保険販売態勢について）

当金庫では、金融商品取引法に定める特定保険に該当する商品の取扱いを行っておりません。

特定保険に該当しない一時払い保険販売につきましては、投資信託と同様、営業店に対する年度目標を設定しておりませんでしたが、令和7年度の一時払い保険販売実績は18件ありました。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

地域金融円滑化に係る取組み

苫小牧信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

また、「経営者保証に関するガイドライン」（平成26年2月適用開始）に基づき、経営者保証に関して適切に対応します。

※なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の窓口をご利用ください。

とましんコールセンター

●フリーダイヤル 0120－120－503（受付時間：平日 9：00～17：00）

経営者保証に関する取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するためするため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1.お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

2.上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

3.経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

4.お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

5.事業継承時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

6.お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	令和７年度
新規に無保証で融資した件数	528件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	25.9%
保証契約を解除した件数	63件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

中小企業の事業再生等に関する取組み

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の「平時」「有事」「事業再生計画成立後のフォローアップ」、各々の段階において、中小企業、金融機関それぞれが果たすべき役割の明確化を目的に、全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」では、中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方を示すものとして「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を策定しました。

当金庫は、本ガイドラインを尊重して対応するよう努めて参ります。

金融仲介機能のベンチマークに関する開示

平成28年9月に金融庁から「金融仲介機能のベンチマーク」(以下、ベンチマークという) が公表されました。ベンチマークは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標であり、すべての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」と各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」があります。

当金庫では、ベンチマークを積極的に活用し、金融仲介機能の質をより一層高めてまいります。

1. 共通ベンチマーク

【共通1】 メインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業者数の増加が見られた先数及び融資額の推移

メイン先		うち経営指標改善先			
			融資額		
先数	融資額	先数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1,391先	1,123億円	1,108社	945億円	907億円	855億円

【共通2】 貸付条件変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

先数		好調	順調	不調
89社	売上高	0社	5社	84社
	簡易CF	4社	3社	82社

【共通3】 当庫が関与した創業・第二創業の件数

創業	第二創業
8件	0件

【共通4】 ライフステージ別の与信先数及び融資額

81	全先					
		創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数(社)	2,517	167	293	1,311	665	81
融資額(億円)	1,576	135	228	865	265	83

【共通5】 事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額

	先数	融資残高
与信先数及び融資残高	376社	265億円
事業性融資に占める割合	14.9%	16.8%

2. 選択ベンチマーク

【選択7】 地元中小企業向け与信のうち無担保与信先数及び無担保融資額

	先数	残高
無担保融資先数及び残高	216社	59億円
地元中小企業向け融資に占める割合	14.1%	9.0%

【選択10】 中小企業向け与信のうち信用保証協会保証付き融資、100%保証付き融資

	保証付融資	100%保証付融資
保証付融資及び100%保証付融資	235億円	-
中小企業向け融資に占める割合	17.6%	-

【選択11】 経営者保証に関するガイドラインの活用先数

ガイドライン活用先数	246社
全与信先に占める割合	9.8%

【選択16】 創業支援先数

創業計画策定支援	創業期融資		政府系金融機関・創業支援機関紹介	ベンチャー企業助成金・融資等
	プロパー	保証協会		
8件	0社	8件	0社	0社

【選択19】 M&A支援先数

支援先	34社

【選択21】 事業承継支援先数

支援先	8社

地域密着型金融の取組状況

当金庫では「地域密着型金融」の推進を恒久的な命題ととらえ、取組を進めています。
令和7年度の地域密着型金融の取組結果は、以下のとおりです。

項目／方針、目的	取り組み結果
1. コンサルティング機能の発揮	
(1) 事業性評価、本業支援	・研修や勉強会を通じて、取引先企業の持続的な成長と地域経済の活性化を支援できる伴走型支援人材の育成に取組んでいます。 ・実践的な企業との対話による「事業性評価シート」を合計7シート作成しました(累計504シート)。 ・経営者保証に関するガイドラインの活用に関して、関係先からの周知文書等が公表された際には、都度、金庫内のシステムを通じて営業店への周知を図っています。 ・「景況リポート」による誌上ビジネスマッチングコーナーで企業紹介を行いました。 ・とましんビジネス交流ネットワークにて、地域企業の皆さまの事業内容や取扱商品の情報を発信しています。
(2) 企業のライフステージに応じた支援	・創業計画の策定支援や融資を通じ、企業の創業を支援しました。【共通3】、【選択16】 ・「一般社団しんきん支援ネットワーク」等の外部機関と連携し、当金庫取引先への同行訪問と承継相談に対するアドバイスを行いました。
(3) 経営改善支援、事業再生	・「北海道地域活性化協議会」等の外部機関と連携し、経営課題の整理と改善計画の策定支援を行い、事業継続と再生に向けた伴走型の支援を実施しております。 ・本部経営改善支援先21グループ25社を選定し、うち15社に対し外部専門家を介した支援活動を実施し、専門性の高い現場支援を実施しノウハウの吸収を図っております。 ・TKC北海道会との連携による「モニタリング情報サービス」を行っており、令和7年度新規登録実績は23先でした。
(4) 個人のライフサイクルに応じた支援	・「現役世代」の資産形成の一助となる商品として、確定拠出年金業務を展開しております。
2. 地域の面的再生への積極的参画	
(1) 地域活性化への取り組み	・苫小牧市、むかわ町、厚真町、平取町、日高町、新冠町に対し、合計15,000千円の寄付を行いました。 ・地元で生産、加工された食品を中心に販売するイベント「まち市」や、本店の市民サロンを利用したコンサートを4回(累計160回)、作品展を2回(累計158回)開催しました。
(2) 少子化・高齢化、人口減少対策	・結婚相談所「LLB(ラブ・ラブ・ブライダル)会」を開設しております。 令和7年度は年代別に3度の婚活パーティーを開催し、3組のカップルが誕生、うち1組が入籍となりました。
3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信	
(1) 地域に対する情報発信	・景況リポートを4回(5月、8月、11月、2月)発行しました。 ・「とましん郷土文庫」を2回、通巻36号「ヒメマス ～湖水に生きた紅鮭～」と通巻37号「野菜 ～畑の芸術、文化財～」を発行しました。 ・当金庫の地域貢献活動等についてまとめた冊子「とましん社会貢献・地域貢献2025」を発行しました。
(2) 利用者満足度の向上	・総代、来店客を対象にしたアンケート調査を実施し、結果をディスクロージャー誌に掲載しました。

	令和7年度			累計		
入会者数	男性	女性	合計	男性	女性	合計
	9名	8名	17名	412名	413名	825名
活動実績	お見合い	結婚	出産	お見合い	結婚	出産
	193回	3組	2名	1,246回	77組	27組